



2021年10月  
江の島海岸  
宇久田 S 撮影

## 売り急ぎ過ぎていないか ～販売の好循環を作る～

コロナ禍は収束に向かっている。いや収束ではなくずっとこんな状態なのであろう。ただ、生活様式の変化をしっかりと残していった。それは在宅勤務であったり、人との接触であったり、家族の大切さだったり、グローバル化の再考であったり、食品ロスへの戒めであったり・・・この方向性は今後も続くであろう。

さて同時にモノが売れなくなった。消費が慎重になったとも言える。生産者・販売者は以前とは違う消費動向にたじろぐ。売上が欲しい、売りたいがため売り急ぐがため、時に説明もそこそこにクロージングを焦る。

買い手は買わされたとの印象が残る。さて、どうしたら良いか？

時間がかかるが、このサイクルを越えねば売上だけを追っかけ相手かまわず…になりがちになる。

説明を十分にし、納得を得て、そして満足いただく・・・このサイクルが回りだすと好循環の域に入る。社員もストレスなく力を発揮できる。

社員が力を発揮してもらうには、トップは歯を食いしばってこのサイクルを造らねばならない。否、会社一丸となって、が現時の命題だろう。

コロナ禍はやはりホンモノのみ残る時代なのであろう。

これは良い事だと思う。少し回り道してもホンモノの道に入ろう。



# 電子取引情報の保存方法について



今年度の税制改正において電子帳簿保存法についての改正が行われ、令和4年1月1日以降は、帳簿や書類を電子保存する場合に、税務署長の事前承認の必要がなくなるなどの改正が行われました。

帳簿や書類を紙で保存している事業者にとっては一見関係なさそうですが、今回の改正により、もともと紙での発行がされない「電子取引」については、プリントアウトして紙で保存することが認められなくなりました。その内容についてご案内します。

## ■電子取引に係る電磁的記録の保存について

電子取引とは、注文書や契約書、請求書、領収証等の取引情報について、紙による発行がされず、インターネット、電子メール等で授受する取引等をいいます（ネットショッピングも該当します）。これらの取引については、令和4年1月1日以降は以下の方法により、保存することが求められます。

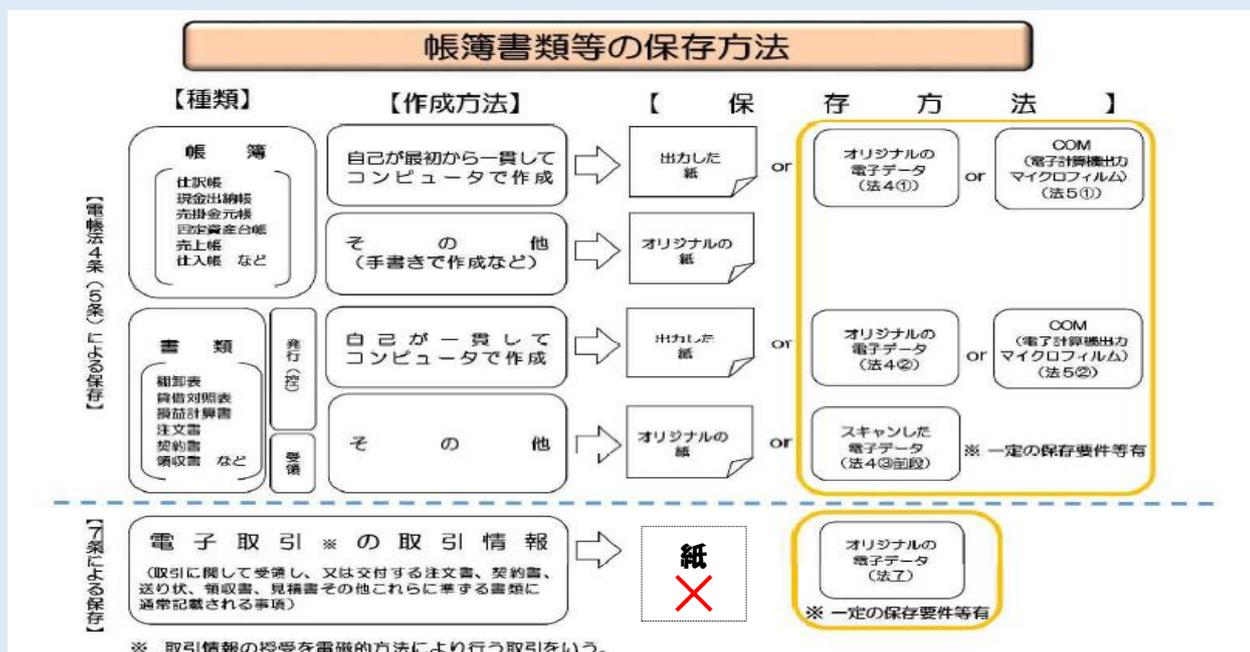
### 【電子取引の保存要件】

- ①取引情報のデータにタイムスタンプ（※）を付与すること
  - ②記録事項の訂正削除が行えない、または訂正削除の内容確認ができるシステムで取引情報の授受を行なうこと
  - ③訂正削除の防止に関する事務処理規定を定めて運用すること
- 上記①～③のうちいずれかの措置を行ない、さらに、
- ④電子取引データは、取引年月日・取引先・取引金額による検索機能を確保して保存することが要件となります。



（※タイムスタンプとは、その書類データに刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたこと、その時刻以降にその文書が改ざんされていないこと、を証明するものです。（財）日本データ通信協会の認定を受けた社外のタイムスタンプ事業者に依頼してタイムスタンプを発行・付与してもらいます。

今回の改正により、クラウド事業者が提供するクラウドサービスにおいて利用者側では訂正削除できないクラウドシステム等を利用し、客観的にデータ保存の正確性を担保することができる場合には、タイムスタンプの付与に代えることができるものとされました。



制度の詳細、対応方法については宇久田会計担当者にお問い合わせください。



## 消費税の「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まりました。

「インボイス制度」という名称でお聞きになったことがあるかもしれませんが、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式が適格請求書等保存方式に変わり、消費税課税事業者は、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書（インボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。（3万円未満の旅客運賃等一部例外あり）

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長への登録申請が必要となり、適格請求書には税務署長から通知された登録番号等の記載が必要となります。



参考：国税庁インボイス制度特設 Web サイト

<https://www.nta.go.jp/0taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

つまり、適格請求書発行事業者の登録をしておかないと、消費税課税事業者である得意先では、制度開始以後は貴社（貴店）への支払代金について仕入税額控除ができなくなり（＝消費税納税額アップ）、競争上不利になる可能性があります。

したがって、すでに消費税課税事業者であって今後も継続見込みの顧問先様には、特にデメリットもないため、原則として弊所にて適格請求書発行事業者の登録申請を進めさせていただく方針です。

ただし、適格請求書発行事業者は消費税課税事業者のみが登録できるものとなりますので、免税事業者が適格請求書発行事業者に登録すれば、同時に課税事業者にもなり、以後消費税を申告・納税していく必要があります。

そのため、現状で免税事業者である、あるいは今後免税事業者となる見込みの顧問先様は、メリットとデメリット両面をふまえて適格請求書発行事業者への登録申請を慎重に判断する必要がありますので、個別にご相談させていただく方針です。

### 【具体例】

A社（適格請求書発行事業者）とB社（免税事業者）で11,000円（消費税10%込）の商品を販売している場合に、X社がA社B社それぞれから11,000円の商品を購入しました。

X社では、自社の消費税の申告納税の際に、A社分の消費税1,000円は控除できる（納税額が1,000円減る）が、B社分の消費税1,000円については控除できない（納税額が1,000円減らない）、こととなります。

（X社が消費税の簡易課税を選択している場合や、そもそも消費税の納税義務がない（適格請求書発行事業者でない）場合は影響ありません。）



## 生涯学習セミナー「“心の力”新発見～道徳ってなかに～」に参加しました！



代表 宇久田進治

10月16日（土）藤沢商工会館ミナパークにて、公益財団法人モラロジー道徳教育財団主催の生涯学習セミナー「心の力新発見 道徳ってなかに」が開催されました。宇久田会計事務所職員も事務所研修の一環として参加しました。

講師の先生方から、利己心を克服して感謝の心で生きることの大切さ尊さを教えていただきました。日々の生活に活かしていきたいと思います。



実行委員長 宇久田邦子



10月2日に藤沢法人会青年部が行う海岸清掃へ参加させて頂きました。この日の前日は台風16号が最接近したため、高波の影響もあり海岸へはたくさんのゴミが打ち上げられていました。マイクロプラスチックの環境問題は近年よく耳にするところですが、海岸へ出てみますとやはりプラスチックゴミが目立ちます。特に食品に使われるようなパックやお菓子のパッケージなどが多かったです。環境問題は一人ひとりの心掛けが大事ですね。次世代の子どもたちのためにも心掛けを忘れず、次回は自主的に海岸へ出てみようと思います。(H.U)



## 年末調整

そろそろ年末調整の準備の時期となりました。

【昨年と比べて変わった点】

- ① 扶養控除等申告書などの年末調整に使用する書類についても、従業員等の押印不要に。
- ② 源泉徴収関係書類のデータでの提供が可能に。(適切な措置をとっていただければ)
- ③ 年末調整手続の電子化…保険料控除証明書等が、ハガキ等に代えてデータでも可能に。

保険料控除証明書等が届いている頃かと思います。  
まとめて保管しておいてください。



## 最近の印象的な言葉から

- 『前向きな気持ちはアレルギーを改善させる』(山梨大が実証)  
『こころと身体をつなぐ心身相関の仕組みを解明』(名古屋大・ストレス疾患の治療戦略)  
『尺蠖(せきかく=尺取り虫)の屈するは、以て信(の)びんことを求むる也』  
(他日の成功のために、しばらくの間、不遇に耐え忍ぶことのため)  
たとえ《易経》

アフターコロナ、思うことが思うように行きません。  
そんな時少し遠くを見て過ごそうと思ひまして。



さわやか土曜塾は、年内はお休みとさせていただきます。

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております♪

お電話・FAX・メール、担当者を通じて、よろしくお願ひいたします。

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/㈱経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466 (36) 0627 FAX 0466 (33) 4892

